

# 令和6年第7回（12月）上越市議会定例会

## 総務常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第125号	上越市手数料条例の一部改正について	財政課	1～25
議案第126号	上越市市税条例等の一部改正について	収納課	26～31
議案第137号	財産の処分及び無償譲渡について	資産活用課	32～38
議案第139号	指定管理者の指定について（上越市市民プラザ）	用地管財課	39～43
議案第114号	令和6年度上越市一般会計補正予算（第6号）	財政課	44

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第125号
提出課	財政課

## 上越市手数料条例の一部改正について

### 1 改正理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、木造建築物を建築する場合の建築確認の審査が見直されたほか、建築物エネルギー消費性能基準の適合対象となる建築物が追加されたこと等を受け、当該手数料の追加及び変更を行うもの

### 2 主な改正内容

- (1) 木造建築物を建築する場合の建築確認の審査が見直されたことに伴い、構造等の安全性の審査に係る建築確認申請等の手数料を定める。(第2条第36号、第41号関係)
- (2) 建築物エネルギー消費性能基準の適合対象となる建築物が追加されたことに伴い、省エネ基準適合判定等に係る手数料を定める。(第2条第37号、第42号、第116号-第122号関係)
- (3) 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物について、指定確認検査機関による審査・検査等が可能となったことに伴い、計画通知に係る建築確認等の手数料を定める。(第2条第36号-第46号、第5条第1項第2号関係)
- (4) その他文言を整備する。

### 3 施行期日

令和7年4月1日

4 上越市手数料条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																																																							
<p>(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(35) 略 (36) 建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料(次号又は第38号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、次の表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">30 平方メートル以内のもの</td> <td>確認の特例</td> <td style="text-align: right;">8,000 円</td> </tr> <tr> <td>確認の特例以外</td> <td style="text-align: right;">12,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</td> <td>確認の特例</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>確認の特例以外</td> <td style="text-align: right;">22,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</td> <td>確認の特例</td> <td style="text-align: right;">21,000 円</td> </tr> <tr> <td>確認の特例以外</td> <td style="text-align: right;">33,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">44,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">58,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">83,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">207,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">326,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 平方メートルを超えるもの</td> <td></td> <td style="text-align: right;">583,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ア 一の申請において、確認の特例以外の建築物のほか、確認の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、床面積の合計が200平方メートル以内のものにあっては、確認の特例以外の項に定める手数料の額とする。 イ この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。 (7) 建築物を建築する場合(イ)に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分</p>	床面積の合計	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	確認の特例	8,000 円	確認の特例以外	12,000 円	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	確認の特例	15,000 円	確認の特例以外	22,000 円	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	確認の特例	21,000 円	確認の特例以外	33,000 円	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの		44,000 円	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		58,000 円	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		83,000 円	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		207,000 円	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの		326,000 円	50,000 平方メートルを超えるもの		583,000 円	<p>(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1)～(35) 略 (36) 建築物に関する確認申請 _____ 手数料(次号 _____ に掲げる手数料を徴収する場合を除く。) 1件につき、次の表に定める額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">床面積の合計</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">8,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">15,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">21,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">32,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">58,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">83,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">207,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの</td> <td style="text-align: right;">326,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 万平方メートルを超えるもの</td> <td style="text-align: right;">583,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。 ア 建築物を建築する場合(イに掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積) ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1 エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを</p>	床面積の合計	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	8,000 円	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	15,000 円	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000 円	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	32,000 円	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	58,000 円	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	83,000 円	2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	207,000 円	1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	326,000 円	5 万平方メートルを超えるもの	583,000 円
床面積の合計	手数料の額																																																							
30 平方メートル以内のもの	確認の特例	8,000 円																																																						
	確認の特例以外	12,000 円																																																						
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	確認の特例	15,000 円																																																						
	確認の特例以外	22,000 円																																																						
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	確認の特例	21,000 円																																																						
	確認の特例以外	33,000 円																																																						
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの		44,000 円																																																						
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		58,000 円																																																						
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		83,000 円																																																						
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		207,000 円																																																						
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの		326,000 円																																																						
50,000 平方メートルを超えるもの		583,000 円																																																						
床面積の合計	手数料の額																																																							
30 平方メートル以内のもの	8,000 円																																																							
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	15,000 円																																																							
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000 円																																																							
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	32,000 円																																																							
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	58,000 円																																																							
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	83,000 円																																																							
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	207,000 円																																																							
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	326,000 円																																																							
5 万平方メートルを超えるもの	583,000 円																																																							

改 正 案	改 正 前																	
<p>にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>(㊦) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合(㊥)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(㊧) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(37) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書及び第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に規定する住宅に関する確認申請又は計画通知に係る手数料 前号に規定する額に、1件につき、次の表に定める額を加算した額</u></p> <table border="1" data-bbox="279 1167 799 1646"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一戸建ての住宅</td> <td>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共同住宅等</td> <td>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</td> <td>142,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>(38) <u>昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料 第36号に規定する額に、昇降機1基につき、次の表に定める額を加算した額</u> (表 略)</p> <p>(39) <u>建築設備に関する確認申請又は計画通知に係る手数料 1の建築設備につき次に掲げる額</u> ア及びイ 略</p> <p>(40) <u>工作物に関する確認申請又は計画通知に係る手数料 1の工作物につき次に掲</u></p>	建築物の区分		手数料の額	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,000円	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,000円	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	142,000円	<p>し、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(37) 昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する確認申請 _____ 手数料 前号 _____ に規定する額に、昇降機1基につき、次の表に定める額を加算した額 (表 略)</p> <p>(38) 建築設備に関する確認申請 _____ _____ 手数料 1の建築設備につき次に掲げる額 ア及びイ 略</p> <p>(39) 工作物に関する確認申請 _____ _____ 手数料 1の工作物につき次に掲</p>
建築物の区分		手数料の額																
一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円																
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	20,000円																
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	33,000円																
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	55,000円																
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円																
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	142,000円																

改 正 案	改 正 前																																																								
げる額 ア及びイ 略 (41) 建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料（次号又は第43号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に定める額 ア 特定工程に係る工事の完了検査申請又は工事完了通知 次の表に定める額	げる額 ア及びイ 略 (40) 建築物に関する完了検査申請_____ _____手数料（次号_____ _____に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に定める額 ア 特定工程に係る工事の完了検査申請 次の表に定める額																																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">床面積の合計</th> <th style="width: 20%;">検査の特例</th> <th style="width: 50%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">30 平方メートル以内のもの</td> <td>検査の特例</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>検査の特例以外</td> <td>17,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</td> <td>検査の特例</td> <td>16,000 円</td> </tr> <tr> <td>検査の特例以外</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</td> <td>検査の特例</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>検査の特例以外</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>67,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>239,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 平方メートルを超えるもの</td> <td></td> <td>460,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	検査の特例	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	検査の特例	13,000 円	検査の特例以外	17,000 円	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	検査の特例	16,000 円	検査の特例以外	22,000 円	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	検査の特例	21,000 円	検査の特例以外	30,000 円	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの		40,000 円	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		50,000 円	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		67,000 円	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		150,000 円	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの		239,000 円	50,000 平方メートルを超えるもの		460,000 円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">床面積の合計</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 平方メートル以内のもの</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</td> <td>16,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</td> <td>67,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの</td> <td>150,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの</td> <td>239,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 万平方メートルを超えるもの</td> <td>460,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	13,000 円	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	16,000 円	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000 円	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	30,000 円	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	50,000 円	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	67,000 円	2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	150,000 円	1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	239,000 円	5 万平方メートルを超えるもの	460,000 円
床面積の合計	検査の特例	手数料の額																																																							
30 平方メートル以内のもの	検査の特例	13,000 円																																																							
	検査の特例以外	17,000 円																																																							
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	検査の特例	16,000 円																																																							
	検査の特例以外	22,000 円																																																							
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	検査の特例	21,000 円																																																							
	検査の特例以外	30,000 円																																																							
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの		40,000 円																																																							
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		50,000 円																																																							
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		67,000 円																																																							
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		150,000 円																																																							
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの		239,000 円																																																							
50,000 平方メートルを超えるもの		460,000 円																																																							
床面積の合計	手数料の額																																																								
30 平方メートル以内のもの	13,000 円																																																								
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	16,000 円																																																								
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000 円																																																								
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	30,000 円																																																								
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	50,000 円																																																								
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	67,000 円																																																								
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	150,000 円																																																								
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	239,000 円																																																								
5 万平方メートルを超えるもの	460,000 円																																																								
備考 ア 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、床面積の合計が 200 平方メートル以内のものにあっては、検査の特例以外の欄に定める手数料の額とする。 イ この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。 (7) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の	備考 この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。 (7) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積 (4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の 2 分の 1																																																								

改正案		改正前																																																								
<p>床面積の2分の1</p> <p>イ その他の完了検査申請又は工事完了通知 次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">30 平方メートル以内のもの</td> <td>検査の特例</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>検査の特例以外</td> <td>18,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</td> <td>検査の特例</td> <td>17,000 円</td> </tr> <tr> <td>検査の特例以外</td> <td>23,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</td> <td>検査の特例</td> <td>23,000 円</td> </tr> <tr> <td>検査の特例以外</td> <td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>42,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>52,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>71,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</td> <td></td> <td>249,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 平方メートルを超えるもの</td> <td></td> <td>469,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>ア 一の申請において、検査の特例以外の建築物のほかに、検査の特例の建築物を含む計画の場合は、それぞれの建築物の床面積を合計し、床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては、検査の特例以外の項に定める手数料の額とする。</p> <p>イ この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。</p> <p>(7) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1</p> <p>(42) 建築物省エネ法第10条第1項に規定する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の4第1項第3号</p>		床面積の合計	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	検査の特例	14,000 円	検査の特例以外	18,000 円	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	検査の特例	17,000 円	検査の特例以外	23,000 円	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	検査の特例	23,000 円	検査の特例以外	32,000 円	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの		42,000 円	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		52,000 円	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		71,000 円	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		160,000 円	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの		249,000 円	50,000 平方メートルを超えるもの		469,000 円	<p>イ その他の完了検査申請 次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 平方メートル以内のもの</td> <td>14,000 円</td> </tr> <tr> <td>30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの</td> <td>17,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの</td> <td>23,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの</td> <td>32,000 円</td> </tr> <tr> <td>500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの</td> <td>52,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの</td> <td>71,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの</td> <td>160,000 円</td> </tr> <tr> <td>1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内のもの</td> <td>249,000 円</td> </tr> <tr> <td>5万平方メートルを超えるもの</td> <td>469,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 この表に定める床面積の合計は、次に掲げる区分により算出する床面積の合計の面積により算定する。</p> <p>(7) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積</p> <p>(4) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合 当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1</p>		床面積の合計	手数料の額	30 平方メートル以内のもの	14,000 円	30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	17,000 円	100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	23,000 円	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	32,000 円	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	71,000 円	2,000 平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの	160,000 円	1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内のもの	249,000 円	5万平方メートルを超えるもの	469,000 円
床面積の合計	手数料の額																																																									
30 平方メートル以内のもの	検査の特例	14,000 円																																																								
	検査の特例以外	18,000 円																																																								
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	検査の特例	17,000 円																																																								
	検査の特例以外	23,000 円																																																								
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	検査の特例	23,000 円																																																								
	検査の特例以外	32,000 円																																																								
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの		42,000 円																																																								
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの		52,000 円																																																								
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの		71,000 円																																																								
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの		160,000 円																																																								
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの		249,000 円																																																								
50,000 平方メートルを超えるもの		469,000 円																																																								
床面積の合計	手数料の額																																																									
30 平方メートル以内のもの	14,000 円																																																									
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	17,000 円																																																									
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	23,000 円																																																									
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	32,000 円																																																									
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	52,000 円																																																									
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	71,000 円																																																									
2,000 平方メートルを超え 1万平方メートル以内のもの	160,000 円																																																									
1万平方メートルを超え 5万平方メートル以内のもの	249,000 円																																																									
5万平方メートルを超えるもの	469,000 円																																																									

改 正 案		改 正 前	
<p>に掲げる建築物を除く。)に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料前号に規定する額に、1件につき、次の表に定める額を加算した額</p>			
建築物の区分		手数料の額	
住宅部分	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	11,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	12,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	24,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	44,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	128,000円		
非住宅部分	工場等（建築基準法上の用途が工場（自動車修理工場を含む。））	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	24,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	34,000円
	危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又は畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。この号、第116号及び第117号において同じ。）以外	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	48,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
	工場等	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	150,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	186,000円
	工場等	床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	226,000円
		床面積の合計が	9,000円

改 正 案		改 正 前																					
	300 平方メートル未満のもの																						
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	15,000 円																					
	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	24,000 円																					
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	72,000 円																					
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	113,000 円																					
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	143,000 円																					
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの	178,000 円																					
	(追加)																						
(43)	昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料 第 4 1 号に規定する額に、昇降機 1 基につき、次の表に定める額を加算した額 (表 略)	(41)	昇降機に係る部分が含まれる建築物に関する完了検査申請 _____ 手数料 前号 _____ に規定する額に、昇降機 1 基につき、次の表に定める額を加算した額 (表 略)																				
(44)	建築設備に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料 1 の建築設備につき 2 万円 (小荷物専用昇降機にあっては、1 万 3, 0 0 0 円)	(42)	建築設備に関する完了検査申請 _____ 手数料 1 の建築設備につき 2 万円 (小荷物専用昇降機にあっては、1 万 3, 0 0 0 円)																				
(45)	工作物に関する完了検査申請又は工事完了通知に係る手数料 1 の工作物につき 1 万 5, 0 0 0 円	(43)	工作物に関する完了検査申請 _____ 手数料 1 の工作物につき 1 万 5, 0 0 0 円																				
(46)	建築物に関する中間検査申請又は特定工程工事終了通知に係る手数料 1 件につき、次の表に定める額	(44)	建築物に関する中間検査申請 _____ 手数料 1 件につき、次の表に定める額																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの</td> <td>219,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 平方メートルを超えるもの</td> <td>409,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額	(略)		2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	140,000 円	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	219,000 円	50,000 平方メートルを超えるもの	409,000 円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの</td> <td>140,000 円</td> </tr> <tr> <td>1 万平方メートル _____ を超え 5 万平方メートル以内のもの</td> <td>219,000 円</td> </tr> <tr> <td>5 万平方メートル _____ を超えるもの</td> <td>409,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額	(略)		2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	140,000 円	1 万平方メートル _____ を超え 5 万平方メートル以内のもの	219,000 円	5 万平方メートル _____ を超えるもの	409,000 円
中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額																						
(略)																							
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	140,000 円																						
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの	219,000 円																						
50,000 平方メートルを超えるもの	409,000 円																						
中間検査を受ける建築物の部分の床面積の合計	手数料の額																						
(略)																							
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	140,000 円																						
1 万平方メートル _____ を超え 5 万平方メートル以内のもの	219,000 円																						
5 万平方メートル _____ を超えるもの	409,000 円																						
(47) ~ (53)	略	(45) ~ (51)	略																				
(54)	用途地域等における建築等許可申請手数料 1 件につき 2 0 万円 (建築基準法	(52)	用途地域等における建築等許可申請手数料 1 件につき 2 0 万円 (建築基準法																				

改 正 案	改 正 前																														
<p style="text-align: center;">第48条</p> <p>第16項の規定により同条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては10万5,000円、同項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては14万円)</p> <p>(56)～(102) 略</p> <p>(103) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第38号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(104) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料(第106号及び第107号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、第102号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(105) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料(次号及び第109号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額 (表 略)</p> <p>(106) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の第104号又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第38号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(107)～(111) 略</p> <p>(112) 略</p> <p>ア 略</p>	<p>(昭和25年法律第201号)第48条</p> <p>第16項の規定により同条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては10万5,000円、同項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては14万円)</p> <p>(53)～(100) 略</p> <p>(101) 略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(102) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料(第104号及び第105号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、第100号の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(103) 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)附則第2条第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請手数料(次号及び第107号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。)1件につき、次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表に定める額 (表 略)</p> <p>(104) 長期優良住宅普及促進法第8条第2項の規定により準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合における同法第8条第1項の規定に基づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物の第102号又は前号に規定する額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p>(105)～(109) 略</p> <p>(110) 略</p> <p>ア 略</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">建築物の区分</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">建築物省エネ法第36条</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">適合証の提出がない場合</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	建築物の区分	建築物省エネ法第36条	適合証の提出がない場合													<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">建築物の区分</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">適合証の提出がない場合</td> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>	建築物の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以	適合証の提出がない場合												
建築物の区分	建築物省エネ法第36条	適合証の提出がない場合																													
建築物の区分	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以	適合証の提出がない場合																													

改正案			改正前		
		に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合			下「建築物省エネ法」という。）第44条に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した都市低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合
	(略)			(略)	
	イ 略			イ 略	
	(113) 略			(111) 略	
	ア 略			ア 略	
	イ 第38号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額			イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額	
	(114) 略			(112) 略	
	ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第112号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）			ア 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号アに規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）	
	イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第112号イに規定する場合 同号イ(ア)から(イ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額			イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第110号イに規定する場合 同号イ(ア)から(イ)までに規定する額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）を合算した額	
	(115) 略			(113) 略	
	ア 略			ア 略	
	イ 第38号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額			イ 第37号に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額	
	(116) 建築物省エネ法第11条第1項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第12条第2項の規定により通知する建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物			(114) 建築物省エネ法第12条第1項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第13条第2項の規定により通知する建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物	

改 正 案				改 正 前			
消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額）				消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額			
ア 非住宅部分である認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。以下「他の建築物」という。）以外の建築物（以下「主たる建築物」という。）で、次の表の中欄又は右欄の判定を行う場合 同表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額				ア 非住宅部分である認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物（建築物省エネ法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における同項に規定する他の建築物をいう。以下「他の建築物」という。）以外の建築物（以下「主たる建築物」という。）で、次の表の中欄又は右欄の判定を行う場合 同表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額			
建築物の区分		標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	建築物の区分		標準入力法等による基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準（基準省令第1条第1項第1号ロの基準をいう。以下同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合
工場等以外	床面積が300平方メートル未満のもの	211,800円	86,800円	工場等（建築基準法上の用途が工場（自動車修理工場を含む。）、危険物の貯蔵若しくは処理に供する	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	262,000円	107,600円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	262,000円	107,600円		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円

改 正 案			改 正 前				
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	336,700円	139,200円	もの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、卸売市場又は火葬場若しくは畜場、汚物処理場、ごみ焼却場の他の施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)	トル未満のもの		
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円	もの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、卸売市場又は火葬場若しくは畜場、汚物処理場、ごみ焼却場の他の施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	476,500円	219,500円
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円	もの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、卸売市場又は火葬場若しくは畜場、汚物処理場、ごみ焼却場の他の施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	584,700円	283,700円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円	もの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、卸売市場又は火葬場若しくは畜場、汚物処理場、ごみ焼却場の他の施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	689,400円	339,000円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円	もの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、卸売市場又は火葬場若しくは畜場、汚物処理場、ごみ焼却場の他の施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)	床面積が25,000平方メートル以上のもの	785,200円	396,200円
工場等	床面積が300平方メートル未満のもの	29,700円	26,200円	工場等	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,800円	32,900円
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	36,800円	32,900円		床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円
	床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	47,600円	42,800円		床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円
	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	99,900円	94,000円		床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円

改 正 案				改 正 前			
	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	143,300円	136,800円		床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円
	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	174,900円	167,700円		床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円
	床面積が25,000平方メートル以上のもの	214,100円	205,800円				
イ 略				イ 略			
建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合		建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
床面積が300平方メートル未満のもの	10,000円	10,000円		床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円	
床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	19,000円	19,000円					
(略)				(略)			
ウ 住宅部分である主たる建築物で、次の表の第2欄、第3欄又は第4欄に掲げる判定を行う場合 同表の第1欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄又は第4欄に定める額							
建築物の区分	標準計算による基準（基準省令第11条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準をいう。この号及び次号において同じ。）に適合するかどうかの判定を	仕様・計算併用法による基準（基準省令第11条第1項第2号イ(2)若しくは同省令第10条第2号イ(2)及び同省令第1条第1項第2号イ(1)及び同	仕様基準による基準（基準省令第11条第1項第2号イ(2)及び同省令第10条第2号イ(2)及び同省令第10条第2号ロ(2)の基準をいう。この号及び次号におい				

改 正 案		改 正 前		
	行う場合	号ロ(2)若しくは同省令第10条第2号ロ(2)の基準をいう。この号及び次号において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合	て同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合	
一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	33,300円	25,500円	18,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,800円	27,900円	20,000円
共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	65,200円	49,200円	33,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	106,100円	80,000円	55,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	177,800円	136,300円	95,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	253,100円	197,400円	142,000円
エ 住宅部分である他の建築物で、標準計算法による基準、仕様・計算併用法による基準又は仕様基準による基準に				

改 正 案		改 正 前																									
<p>適合するかどうかの判定を行う場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一戸建ての住宅</td> <td>5,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共同住宅等</td> <td>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td>22,400 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</td> <td>44,600 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの</td> <td>76,400 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>(117) 建築物省エネ法第 1 1 条第 2 項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第 1 2 条第 3 項の規定により通知する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額(ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額)</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>(ア) 主たる建築物の場合(非住宅部分に限る。) 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額(表 略)</p> <p>(イ) 他の建築物の場合(非住宅部分に限る。) 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額(表 略)</p> <p>(ウ) 主たる建築物の場合(住宅部分に限る。) 次の表の第 1 欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の第 2 欄、第 3 欄又は第 4 欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物の区分</th> <th>標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</th> <th>仕様・計算法併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</th> <th>仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建ての住宅部</td> <td>増加をし ようとす る住宅部</td> <td>33,300 円</td> <td>25,500 円</td> <td>18,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		建築物の区分		手数料の額	一戸建ての住宅		5,800 円	共同住宅等	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,400 円	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	44,600 円	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	76,400 円	建築物の区分	標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算法併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	一戸建ての住宅部	増加をし ようとす る住宅部	33,300 円	25,500 円	18,000 円	<p>(115) 建築物省エネ法第 1 2 条第 2 項の規定により提出し、又は建築物省エネ法第 1 3 条第 3 項の規定により通知する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物消費性能基準に適合するかどうかの判定の手数料 1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>ア 非住宅部分の床面積を増加しようとする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額</p> <p>(ア) 主たる建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額(表 略)</p> <p>(イ) 他の建築物の場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額(表 略)</p>	
建築物の区分		手数料の額																									
一戸建ての住宅		5,800 円																									
共同住宅等	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	10,000 円																									
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	22,400 円																									
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	44,600 円																									
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	76,400 円																									
建築物の区分	標準計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算法併用法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合																								
一戸建ての住宅部	増加をし ようとす る住宅部	33,300 円	25,500 円	18,000 円																							

改 正 案				改 正 前			
ての住宅	分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの						
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	36,800 円	27,900 円	20,000 円			
共同住宅等	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	65,200 円	49,200 円	33,000 円			
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	106,100 円	80,000 円	55,000 円			
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	177,800 円	136,300 円	95,000 円			
	増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	253,100 円	197,400 円	142,000 円			
(エ) 他の建築物（住宅部分に限る。） で、標準計算法による基準、仕様・ 計算併用法による基準又は仕様基準							

改 正 案		改 正 前													
<p>による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建築物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一戸建ての住宅</td> <td>5,800円</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</td> <td>22,400円</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</td> <td>44,600円</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</td> <td>76,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>		建築物の区分	手数料の額	一戸建ての住宅	5,800円	共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円	共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,400円	共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,600円	共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	76,400円		
建築物の区分	手数料の額														
一戸建ての住宅	5,800円														
共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	10,000円														
共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	22,400円														
共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,600円														
共同住宅等 増加をしようとする住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	76,400円														
イ 略		イ 略													
(7) 略		(7) 略													
建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合										
工場等以外	床面積が300平方メートル未満のもの	105,900円	43,400円	工場等以外	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	131,000円	53,800円								
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	131,000円	53,800円		(略)										
	(略)				(略)										
工場等	床面積が300平方メートル未満のもの	14,900円	13,100円	工場等	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,400円	16,500円								
	床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	18,400円	16,500円		(略)										
	(略)				(略)										
(1) 略		(1) 略													
建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を	建築物の区分	標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を	モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を										

改 正 案				改 正 前			
		行う場合	行う場合		行う場合	行う場合	
	床面積が 300 平方メートル未満のもの	5,000 円	5,000 円		床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	9,500 円	9,500 円
	床面積が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	9,500 円	9,500 円		(略)		
(略)							
ウ その他の場合（住宅部分に限る。）							
次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額							
(ア) 主たる建築物の場合 次の表の第 1 欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の第 2 欄、第 3 欄又は第 4 欄に定める額							
建築物の区分	標準計算基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様・計算法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合			
一戸建ての住宅	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	16,700 円	12,800 円	9,000 円			
	床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	18,400 円	14,000 円	10,000 円			
共同住宅等	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	32,600 円	24,600 円	16,500 円			
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	53,100 円	40,000 円	27,500 円			
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上	88,900 円	68,200 円	47,500 円			

改正案				改正前																		
	5,000 平方メートル未満のもの																					
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	126,600 円	98,700 円	71,000 円																		
<p>(イ) <u>他の建築物で、標準計算法による基準、仕様・計算併用法による基準又は仕様基準による基準に適合するかどうかの判定を行う場合 次の表の左欄に掲げる当該判定に係る建築物の区分に応じ、同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建築物の区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一戸建ての住宅</td> <td>2,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">共同住宅等</td> <td>床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの</td> <td>11,200 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの</td> <td>22,300 円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの</td> <td>38,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p><u>(118) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の手数料 1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額（ただし、複数の場合に該当するときは、それぞれの額を合算した額）</u></p> <p><u>ア 主たる建築物（非住宅部分に限る。）で床面積の増加を伴わない場合 前号イ(7)の表の左欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</u></p> <p><u>イ 主たる建築物（住宅部分に限る。）で床面積の増加を伴わない場合 前号ウ(7)の表の第1欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の第2欄、第3欄又は第4欄に定める額</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(119) 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（次号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に掲げる場合の区分に応</u></p>								建築物の区分		手数料の額	一戸建ての住宅		2,900 円	共同住宅等	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	5,000 円	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	11,200 円	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	22,300 円	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	38,200 円
建築物の区分		手数料の額																				
一戸建ての住宅		2,900 円																				
共同住宅等	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	5,000 円																				
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	11,200 円																				
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	22,300 円																				
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの	38,200 円																				
<p><u>(116) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付の手数料 1件につき、前号イ(7)の表の左欄に掲げる当該証明に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</u></p> <hr/> <p><u>(117) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請手数料（第119号に掲げる手数料を徴収する場合を除く。） 1件につき、次に掲げる場合の区分に応</u></p>																						



改正案	改正前															
	<p>建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した建築物省エネ法第41条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類、建築物省エネ法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条第2項の通知書の写し若しくは都市低炭素化促進法第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の写し又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書」と読み替えて適用する前号アの表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <p>イ 住宅部分で基準省令第1条第1項第2号ロ(2)又は(3)の基準による場合の認定の申請をする場合 次の表の左欄に掲げる当該申請に係る建築物の区分に応じ、同表の中欄又は右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="911 1229 1406 2098"> <thead> <tr> <th data-bbox="916 1236 1161 1697">建築物の区分</th> <th data-bbox="1161 1236 1283 1697">前号アの表においてアの読み替えをした場合の同表に規定する適合証（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合</th> <th data-bbox="1283 1236 1401 1697">適合証の提出がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="916 1697 1034 1854">一戸建ての住宅</td> <td data-bbox="1034 1697 1161 1854">床面積の合計が200平方メートル未満のもの</td> <td data-bbox="1161 1697 1283 1854">5,800円</td> <td data-bbox="1283 1697 1401 1854">17,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="916 1854 1034 2011"></td> <td data-bbox="1034 1854 1161 2011">床面積の合計が200平方メートル以上のもの</td> <td data-bbox="1161 1854 1283 2011">5,800円</td> <td data-bbox="1283 1854 1401 2011">18,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="916 2011 1034 2092">共同住宅等（申請に係る住</td> <td data-bbox="1034 2011 1161 2092">床面積の合計が300平方メー</td> <td data-bbox="1161 2011 1283 2092">10,000円</td> <td data-bbox="1283 2011 1401 2092">31,000円</td> </tr> </tbody> </table>	建築物の区分	前号アの表においてアの読み替えをした場合の同表に規定する適合証（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,800円	17,200円		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	5,800円	18,400円	共同住宅等（申請に係る住	床面積の合計が300平方メー	10,000円	31,000円
建築物の区分	前号アの表においてアの読み替えをした場合の同表に規定する適合証（以下この号において「適合証」という。）の提出がある場合	適合証の提出がない場合														
一戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,800円	17,200円													
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	5,800円	18,400円													
共同住宅等（申請に係る住	床面積の合計が300平方メー	10,000円	31,000円													



改正案	改正前
<p>において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額」という。)</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第<u>119号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第<u>119号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第<u>119号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第<u>119号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p><u>(122)</u> 建築物省エネ法第<u>31条第2項</u>の規定により準用する建築物省エネ法第<u>30条第2項</u>の規定による申出を行う場合における建築物省エネ法第<u>31条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第<u>38号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(123)～(130)</u> 略</p> <p><u>(131)</u> 優良住宅新築認定申請手数料 1件につき、新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万3,000円、2,000平方メートルを超え<u>10,000平方メートル</u>以下のときは3万5,000円、<u>10,000平方メートル</u>を超え<u>50,000平方メートル</u>以下のときは4万3,000円、<u>50,000平方メートル</u>を超えるときは5万8,000円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の</p>	<p>において「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額」という。)</p> <p>ア 床面積を増加しようとする場合 増加をしようとする床面積に応じて第<u>117号</u>又は前号と同じ方法で算出した額</p> <p>イ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第<u>117号ア</u>に規定する場合 同号アに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>ウ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第<u>117号イ</u>に規定する場合 同号イに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p>エ 「申請」を「変更の認定の申請」と読み替えて適用する第<u>117号ウ</u>に規定する場合 同号ウに規定する額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)</p> <p><u>(121)</u> 建築物省エネ法第<u>36条第2項</u>の規定により準用する建築物省エネ法第<u>35条第2項</u>の規定による申出を行う場合における建築物省エネ法第<u>36条第1項</u>の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る申請手数料 1件につき、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定手数料の額に次に掲げる区分に応じ、次に定める額を加算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 第<u>37号</u>に規定する昇降機に係る部分が含まれる建築物に係る申出を行う場合 同号に規定する額</p> <p><u>(122)～(129)</u> 略</p> <p><u>(130)</u> 優良住宅新築認定申請手数料 1件につき、新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは6,200円、100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは8,600円、500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万3,000円、2,000平方メートルを超え<u>1万平方メートル</u>以下のときは3万5,000円、<u>1万平方メートル</u>を超え<u>5万平方メートル</u>以下のときは4万3,000円、<u>5万平方メートル</u>を超えるときは5万8,000円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の</p>

改正案	改正前
<p>4 第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請の場合にあっては、4万3,000円)</p> <p><u>(132)～(145)</u> 略 (手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>ア 第2条第36号から第46号までに規定する計画通知、工事完了通知又は特定工程工事終了通知に係る手数料</u> (追加)</p> <p><u>イ 第2条第116号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u></p> <p><u>ウ 第2条第117号に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u></p> <p><u>エ 第2条第118号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</u></p> <p><u>オ 第2条第139号に規定する定期検査手数料</u></p> <p><u>カ 第2条第140号に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>4 第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請の場合にあっては、4万3,000円)</p> <p><u>(131)～(144)</u> 略 (手数料の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>ア 第2条第114号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u></p> <p><u>イ 第2条第115号に規定する計画変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u></p> <p><u>ウ 第2条第116号に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定軽微変更該当証明書交付手数料</u></p> <p><u>エ 第2条第138号に規定する定期検査手数料</u></p> <p><u>オ 第2条第139号に規定する適正計量管理事業所計量管理検査手数料</u></p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p>

**上越市手数料条例の一部改正に係る「建築基準法」及び  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正の概要**

**1 改正概要**

**(1) 建築確認申請・検査に係る手数料の改正  
構造等の安全性の審査に係る手数料の追加**

[現状・改正主旨]

- ・ 事務の簡素化を図る観点から、都市計画区域等の区域外では、一定規模以下の建築物は、建築確認・検査の対象外としているとともに、都市計画区域等の区域内で建築士が設計・工事監理を行った一定規模以下の建築物は、構造関係規定等の一部の審査が省略されている。
- ・ 省エネ基準への適合や、省エネ化に伴い重量化している建築物に対する構造安全性の基準への適合を、審査プロセスを通じて確実に担保し、消費者が安心して建築物を整備・取得できる環境を整備する必要がある。

[改正概要]

- ・ 建築確認・検査の対象及び構造関係規定等の審査の対象は、木造・非木造に関わらず、2階建て以上又は延べ面積 200 m<sup>2</sup>超の建築物とする。
- ・ 一定の基準に基づき省エネ基準への適合性を評価する住宅については、建築物エネルギー消費性能適合性判定を省略し、建築確認・検査と一体的に省エネ基準への適合を確認する。

＜木造建築物に係る審査・検査の対象＞

現行			改正	※非木造と統一化
	建築確認	構造等の安全性審査	建築確認	構造等の安全性・省エネ審査
都市計画区域《内》	全ての建築物	階数 3 以上又は延べ面積 500 m <sup>2</sup> 超	➡	全ての建築物
都市計画区域《外》	階数 3 以上又は延べ面積 500 m <sup>2</sup> 超			階数 2 以上又は延べ面積 200 m <sup>2</sup> 超

**(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改正  
省エネ審査に係る手数料の追加及び廃止**

[現状・改正主旨]

- ・ 現行制度では、300 m<sup>2</sup>以上の中・大規模の非住宅の新築、増改築を行う建築主に対して省エネ基準への適合義務を課している。
- ・ また、基準適合義務の対象外である 300 m<sup>2</sup>以上の中・大規模の住宅の新築、増改築を行う建築主に対しては、所管行政庁への届出義務を課している。
- ・ 2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%削減の実現に向け、建築物分野においても、省エネ対策の取組を一層進める必要性があり、住宅や小規模な建築物を含め、省エネ性能を確保することが求められている。

[改正概要]

- ・ 令和7年4月以降に着工する原則全ての住宅・建築物について省エネ基準への適合が義務付けられる。
- ・ 中規模以上の住宅に適用されている届出義務制度は、省エネ基準適合義務制度の開始以降は廃止される。
- ・ 建築物のエネルギー消費性能に係る認定については、省エネ基準適合義務の拡大に伴い廃止される。

<建築主の義務>

現行			改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
小規模 300㎡未満	適合努力義務	適合努力義務	適合義務	適合義務

(3) 上越市以外の国、県の計画通知に係る建築確認審査手数料等の新規追加

[現状・改正主旨]

- ・ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の建築主は、工事に着手する前に、建築確認に代えて、建築計画を建築主事に通知しなければならない。
- ・ 老朽化した公営住宅の建替えや大規模災害時の公共施設の再建により計画通知が急増した場合に、建築主事が円滑に審査・検査等することが困難となる。

[改正概要]

- ・ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物についても、指定確認検査機関による審査・検査等を可能とする。
- ・ 円滑な審査・検査等が可能となり、建築主事の業務負担が軽減されることで、審査業務以外の業務（監査・違反是正・処分等）にも注力が可能となる。

<計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用>

現行		改正		
建築主		国/都道府県/ 建築主事を 置く市町村 (計画通知)	民間 (建築確認)	
審査・ 検査等 の主体	建築主事	○	○	○
	指定確認 検査機関	×	○	○

所 管 委 員 会	総務常任委員会
関 係 案 件	議案第126号
提 出 課	収納課

## 上越市市税条例等の一部改正について

### 1 改正理由

市税等督促業務の負担軽減及び費用対効果の向上を図るため、督促手数料を廃止するなど、関係する条例5本を一括して改正するもの

### 2 改正内容

- (1) 督促手数料に係る規定を削る。(上越市市税条例第2条及び第13条関係、上越市督促手数料及び延滞金徴収条例題名、第1条及び第2条関係、上越市道路占用料等徴収条例第1条、第5条及び第6条関係、上越市介護保険条例第14条関係、上越市後期高齢者医療に関する条例第5条関係)
- (2) その他文言を整備する。
- (3) この条例の施行の日以後に発行した督促状の手数料について適用し、同日前に発行した督促状の手数料については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

令和7年4月1日

### 4 上越市市税条例等改正案新旧対照表

- (1) 第1条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
目次 第1章 総則(第1条— <u>第13条</u> ) 第2章及び第3章 略 附則 (用語) 第2条 略 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその_____延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)及び(4) 略  (削除) (上越市行政手続条例の適用除外)	目次 第1章 総則(第1条— <u>第13条の2</u> ) 第2章及び第3章 略 附則 (用語) 第2条 略 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその <u>督促手数料、</u> 延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3)及び(4) 略 ( <u>督促手数料</u> ) <u>第13条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u> (上越市行政手続条例の適用除外)

改正案	改正前
<p><u>第13条</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から<u>第13条</u>までの規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p><u>第13条の2</u> 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第12条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から<u>第13条の2</u>までの規定にかかわらず、新潟県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</p> <p>2～4 略</p>

(2) 第2条の規定による上越市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p><u>上越市督促及び延滞金徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第231条の3</u>の規定に基づき、督促及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促_____)</p> <p>第2条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第3条 <u>前条</u>の督促状を発した場合には、当該歳入に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p><u>上越市督促手数料及び延滞金徴収条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第231条の3第2項</u>の規定に基づき、<u>督促手数料及び延滞金の徴収</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(督促及び督促手数料の徴収)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の規定により督促状を発したときは、1通につき100円の督促手数料を徴収する。</u></p> <p>(延滞金の徴収)</p> <p>第3条 <u>前条第1項</u>の督促状を発した場合には、当該歳入に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>2 略</p>

(3) 第3条の規定による上越市道路占用料等徴収条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改正案	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法</p>

改 正 案	改 正 前
<p>律第180号。以下「法」という。)第39条及び第73条第2項の規定に基づき、道路の占用料の額及び徴収方法並びに_____延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(_____延滞金の徴収)</p> <p>第5条 法第73条第1項の督促を受けた者から、_____延滞金を徴収するものとする。</p> <p>(_____延滞金の額)</p> <p>第6条 (削除)</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第7条 前条第1項に定める延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>	<p>律第180号。以下「法」という。)第39条及び第73条第2項の規定に基づき、道路の占用料の額及び徴収方法並びに<u>手数料及び延滞金の徴収</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>手数料及び延滞金の徴収</u>)</p> <p>第5条 法第73条第1項の督促を受けた者から、<u>手数料及び延滞金</u>を徴収するものとする。</p> <p>(<u>手数料及び延滞金の額</u>)</p> <p>第6条 <u>手数料の額は、督促状を1通発行するごとに100円とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第7条 <u>前条第2項</u>に定める延滞金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p>

(4) 第4条の規定による上越市介護保険条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 保険料 (第8条—<u>第17条</u>)</p> <p>第5章 上越市介護保険運営協議会 (<u>第18条—第20条</u>)</p> <p>第6章 罰則 (<u>第21条—第24条</u>)</p> <p>第7章 雑則 (<u>第25条</u>)</p> <p>附則 (削除)</p> <p><u>第14条～第25条</u> 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第9条 当分の間、<u>第14条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 保険料 (第8条—<u>第18条</u>)</p> <p>第5章 上越市介護保険運営協議会 (<u>第19条—第21条</u>)</p> <p>第6章 罰則 (<u>第22条—第25条</u>)</p> <p>第7章 雑則 (<u>第26条</u>)</p> <p>附則 (<u>保険料の督促手数料</u>)</p> <p><u>第14条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p> <p><u>第15条～第26条</u> 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第9条 当分の間、<u>第15条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</p>

改 正 案	改 正 前
<p>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>第16条第1項</u>に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の場合における<u>第16条第2項</u>の規定の適用については、同項中「申請しなければならない」とあるのは、「申請しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p>	<p>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第17条 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料のうち、令和2年2月分以降の保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>第17条第1項</u>に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の場合における<u>第17条第2項</u>の規定の適用については、同項中「申請しなければならない」とあるのは、「申請しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。</p>

(5) 第5条の規定による上越市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(削除)</p> <p><u>第5条～第9条</u> 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、<u>第5条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年</p>	<p><u>(督促手数料)</u></p> <p><u>第5条</u> 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。</p> <p><u>第6条～第10条</u> 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、<u>第6条第1項</u>に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年</p>

改 正 案	改 正 前
<p>7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

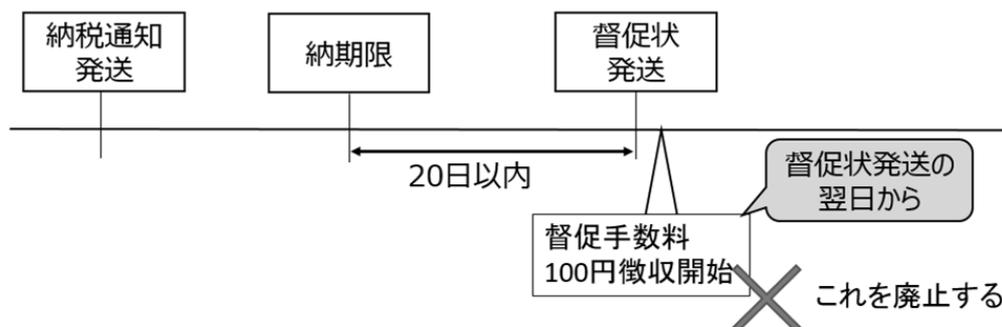
# 上越市市税条例等の一部改正の概要

## 1 改正の内容

改正内容：督促手数料 100 円/件を廃止する

施行日：令和 7 年 4 月 1 日

関連条例：上越市市税条例、上越市督促手数料及び延滞金徴収条例、上越市道路占用料等徴収条例、上越市介護保険条例、上越市後期高齢者医療に関する条例



## 2 背景

- 令和 5 年 4 月から納付書に二次元コードを登載して以降、指定金融機関等では本税額のみ受領となった。
  - ・ 督促状発行後に指定金融機関等へ当初納付書を持って行った場合、納付書に記載してある金額のみ受領となり、手書きで督促手数料を追記して受領できない。そのため、督促手数料のみの納付書を発行・送付し、再度指定金融機関等で納めていただく必要が生じている。
- 二次元コードの導入により、納付方法が増え納付しやすくなった一方で、納付から市で納付を確認できるまでにかかる時間が長時間化している。
  - ・ 納付と行き違いで発送する督促状が増え、納税者に不快な思いをさせることや、問合せの増加に伴う業務量が増えている。

## 3 現状と課題

- ・ 督促手数料のみの催告状発送数：853件（令和5年度実績）
- ・ 郵送料が110円になる中で督促手数料100円の妥当性が課題
- ・ 督促手数料は未納であることのお知らせに係る「手数料」の位置付けだが、「ペナルティ」と受け取られている傾向にある。

## 4 今後の対応

- ・ 地方税法、地方自治法に基づき、引き続き納期限後 20 日以内に督促状を送付する。
- ・ 全庁的に督促手数料を廃止するため、本条例案以外に督促手数料の記載がある規則等を整理し、令和 7 年 4 月 1 日からの廃止に向け例規を整える。

## 5 県内他市の督促手数料廃止に関する動向

自治体名	廃止時期
新潟県、新潟市、新発田市、柏崎市	以前から
長岡市、加茂市、魚沼市	令和 6 年 4 月

※その他にも廃止を検討中の市あり

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第137号
提出課	資産活用課

## 財産の処分及び無償譲渡について

### 1 処分する土地

- (1) 名称：旧上越観光物産センター敷地
- (2) 区分：土地
- (3) 対象地及び面積：

所在地	地目	地積(㎡)
上越市大字藤野新田字屋敷付 175 番地 5	宅地	5,546.50
上越市下門前 446 番地 4	宅地	97.64
上越市下門前 455 番地 3	宅地	97.42
上越市下門前 500 番地 3	宅地	2,328.52
計		8,070.08

- (4) 台帳価格：433,408,797 円
- (5) 評価額：374,700,000 円（不動産鑑定評価額）
- (6) 売払価格：33,000,000 円

※ 不動産鑑定評価において、当該物件の最有効利用は、建物を解体し新たな建物を建築することと判断されていたことを踏まえ、公募型プロポーザルでは参考価格 32,622,000 円（土地評価額 374,700,000 円から建物の解体撤去費 342,078,000 円を控除した金額）を提示。当該条件の下、契約の相手方（譲渡先）から提案があった価格

- (7) 条件等：建物解体条件付
  - ・ 建物を使用しない場合は、遅滞なく譲渡先の負担により解体する。
  - ・ 売買物件を第三者に譲渡する場合は、建物解体条件付土地建物売買契約として譲渡することとし、建物の解体を譲渡先に義務付けるものとする。なお、建物について、解体費を考慮した適正な売買代金によらないことにより残置された場合は、譲渡先の責任により解体するものとする。

### 【位置図】



## 2 無償譲渡する建物

- (1) 名称：旧上越観光物産センター
- (2) 所在地：上越市大字藤野新田字屋敷付 175 番地 5
- (3) 区分：建物 1 棟、附属建物 1 棟（屋外トイレ）、その他附属物一切を含む。
- (4) 面積：2,407.04 m<sup>2</sup>
- (5) 台帳価格：343,982,207 円
- (6) 建物を無償譲渡とした理由：
  - ・ 市が本施設を廃止した令和 5 年 9 月時点において、従前の貸館機能を継続するためには、少なくとも 1 億 2,700 万円の改修費が必要であるほか、他機能へ用途変更する場合には、別途多額の費用負担が必要となる。
  - ・ また、民間事業者等による当該資産の有効活用が決まらない場合には、市は維持管理費や最終的な取壊費用を負担する必要がある。
  - ・ 民間事業者等へ当該資産を譲渡し、事業開始することで、新たな固定資産税収入や雇用が見込まれる。
  - ・ こうした中、建物については、譲渡先からの提案を踏まえ、無償譲渡することとしたもの

## 3 譲渡先（土地の処分先及び建物の無償譲渡先）

新潟市中央区紫竹山二丁目 6 番 10 号  
一般財団法人新潟県けんこう財団  
理事長 入澤 孝昌

## 4 譲渡先の選定理由

令和 5 年 4 月から休止し令和 5 年 9 月に条例廃止した当該施設について、サウンディング型市場調査を経て、公募型プロポーザルによる利活用事業者を募集した結果、1 提案（共同提案）があり、選定委員会での審査において、一般財団法人新潟県けんこう財団と一般社団法人上越医師会が優先交渉先として選定された。

これを受け、市として検討した結果、提案内容は資産を譲り受け、健康診断・人間ドック事業所として開設する計画であり、公共性の高い保健サービスの提供と雇用の創出や地域振興が期待できること、また、上越市立地適正化計画における誘導施設である病院等の類似施設として同様の機能の発揮が期待できること、さらに、市の将来的な財政負担の軽減に寄与することから、当該資産の所有を担う一般財団法人新潟県けんこう財団に譲渡するもの

## 5 譲渡の方法

- (1) 譲渡の方法  
随意契約（公募型プロポーザル方式により選定）
- (2) 譲渡の条件
  - ・ 市議会の議決を経て本契約書が効力を有した日から起算して 2 年を経過する日までに指定用途（健康診断・人間ドック）の事業を開始しなければならない。
  - ・ 事業を開始した日から 10 年間引き続き指定用途に供するものとする。
  - ・ 指定期間の 10 年が満了するまでの間、売買物件について、市が実地を調査し、又は所要の報告を求めることができるものとする。
  - ・ ただし、不可抗力その他やむを得ない理由により事業開始時期の変更又は指定期間の変更を必要とするときは、事前にその理由を付した書面をもって市の承認を得た上で、変更することができるものとする。

## 6 譲渡先等の事業計画の概要

### (1) 提案者

共同提案代表者 一般財団法人新潟県けんこう財団  
共同提案者 一般社団法人上越医師会

### (2) 事業概要

#### ① 事業内容

現建物を改修し、健康診断・人間ドックの受診施設とする。(所有は、一般財団法人新潟県けんこう財団とする。)

#### ② 事業期間

最低 10 年間

#### ③ サービス提供の対象者

上越市民、妙高市民、糸魚川市民

- ・ 初年度は、従前の一般財団法人新潟県けんこう財団が行っていた巡回での受診者を施設で受入れ
- ・ 2 年目は、上越地域での受診を拡大
- ・ 3 年目以降は、人間ドックを開始し、事業を拡大する。

#### ④ スケジュール

令和 7 年中に施設を改修し、令和 8 年 1 月から事業開始の予定

#### ⑤ 事業費

10 億 8 千万円 (改修工事費 8 億 8 千万円、什器・備品 3 千万円、医療設備 1 億 7 千万円)

#### ⑥ 経済効果の見込み

- ・ 上越インター周辺は上越市中心部でもあり、受診者の利便性も高く受診率向上が期待できる。従前、上越医師会での受入定員を超過したことで、受診できなかった市民が受診できるようになる。
- ・ 受診後の食事のため、周辺飲食店の利用や近隣商業施設等での買物に立ち寄る機会の増加につながると考えられ、個人消費のアップに寄与する。
- ・ 既存建物の改修にあたっては、地元建設事業者へ発注する意向であり、一部の医療機器についても、上越市が本社の事業者への発注を考えており、上越の経済に貢献していきたい。

#### ⑦ 同業事業の実績

- ・ 下越巡回センター (胎内市星の宮町 18-6、昭和 59 (1984) 年創業)
- ・ 新潟健診プラザ (新潟市中央区紫竹山 2-6-10、平成 28 (2016) 年開設)
- ・ 東新潟検診プラザ (新潟市東区はなみずき 2-10-35、平成 10 (1998) 年開設)
- ・ 西新潟健診プラザ (新潟市西区小新南 2-1-60、令和 4 (2022) 年開設)
- ・ 長岡健康管理センター (長岡市千秋 2-229-1、平成 19 (2007) 年開設)

(3) 施設イメージ（西新潟健診プラザの状況。パンフレットから抜粋）



レディースフロア



メンズフロア



カフェテリア

## 7 譲渡先等決定までの経過

### (1) サウンディング型市場調査（民間事業者との対話調査）の実施

#### ① スケジュール等

実施要領の公表	令和5年8月16日
申込期限	令和5年9月22日
市場調査の実施	令和5年10月2日から10月6日まで
実施結果概要の公表	令和5年11月8日

#### ② 主な提案内容

既存建物を活かした上で複合施設としての利用や、既存建物を取り壊した上でテナント誘致用地としての利用の提案があった。

#### ③ 調査後の対応

施設の譲渡・貸付けによる利活用について、具体的な事業計画や収支計画の企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を優先交渉先とするプロポーザルを実施することとした。

### (2) 公募型プロポーザルの実施

#### ① 公募期間

令和6年7月25日から9月18日まで（56日間）

#### ② 主な条件

- ・ 民間事業者等の創意工夫を最大限活かす方を第一に考え、施設の譲渡・貸付けによる利活用を前提とすることとし、民間事業者等の経験やノウハウを活用した施設の利活用策の企画提案であること
- ・ 建物及び工作物（屋外トイレほか）等の一切は現状有姿で引き渡す。
- ・ 運営開始から原則10年以上継続して提案事業の用途に供すること

#### ③ 参考価格

32,622,000円

#### ④ 応募数

1提案（2者による共同提案）

#### ⑤ 選定委員会の選定結果

##### ア 選定委員会の構成

種別	選定委員
経営・財務会計に精通している専門家	勝島 一真（税理士）
不動産評価に精通している専門家	吉田 巧（不動産鑑定士）
施設が所在する地域の代表者	高橋 邦雄（関川東部街づくり協議会会長）
	小嶋 宏志（関川東部商工会 副会長）
上越市財務部長	柳澤 祐人
上越市教育部長	白石 聡

#### イ 選定委員会の開催

開催日	内容	出席委員
令和6年10月30日	書類審査、面接審査、優先交渉先の選定	6人

#### ウ 選定の考え方

- 「資格要件」を満たした上で、「市の財政負担の軽減（価格）」と「施設の有効活用（隣接する公共施設等との相乗効果、上越市立地適正化計画との整合）」、「安定経営（事業計画の見通し）」が図れる提案者を第一順位の優先交渉先として選定する。また、必要に応じ、第二順位の優先交渉先を選定する。

#### エ 優先交渉先の選定

委員から平均60点以上の評価があったもののうち、得点が最も高いもの、かつ、最も多くの委員が第一順位に評価したものを、第一順位の優先交渉先とする。

#### オ 審査項目及び配点

審査項目	①価格	②隣接する公共施設等との整合	③上越市立地適正化計画との整合	④事業計画の見通し	⑤その他アピールポイント	計
配点	50点	20点	10点	10点	10点	100点

#### カ 審査結果

書類審査及び面接審査を行い、委員から平均60点以上の評価があった一般財団法人新潟県けんこう財団と一般社団法人上越医師会の共同提案について、委員間で協議の上、選定委員会の総意として優先交渉先として選定した。

提案者	一般財団法人新潟県けんこう財団、一般社団法人上越医師会（共同提案）					
活用方法	健康診断・人間ドックの受診施設					
審査結果	点数	①	②	③	④	⑤
A委員	64	30	12	8	6	8
B委員	63	30	12	8	7	6
C委員	65	30	14	8	5	8
D委員	69	30	14	8	9	8
E委員	69	30	14	8	9	8
F委員	60	30	12	6	6	6
平均点	65	—	—	—	—	—
60点以上の点数の委員数	6/6	—	—	—	—	—

#### キ 優先交渉先に対する委員からの主な意見

- 提案事業である健康診断や人間ドック事業は、市民の健康管理に資するものであり、社会的な便益性で考えると、市にとってのメリットは非常に大きい。
- 事業の収支見込みにおいて、収入は堅めに計画していることから実現性や継続性が高い。また、同様の事業実績があり、信用力が高い。

(3) 審査結果を踏まえた市の対応

以下の理由から、一般財団法人新潟県けんこう財団と一般社団法人上越医師会を優先交渉先として、施設の譲渡・有効活用に向けた交渉を進めることとした。

<交渉先とした理由>

- ・ 選定委員会において、優先交渉先に選定されたこと
- ・ 提案事業者の財務内容は良好で実績のある事業の実施であり、事業の実現性・継続性を有していること
- ・ 健康診断や人間ドックなどにより、安定的な雇用創出が期待できること
- ・ 施設の維持管理費や取壊費用等の削減、固定資産税収入の増加など、市の将来的な財政負担の軽減に寄与すること

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第139号
提出課	用地管財課

指定管理者の指定について（上越市市民プラザ）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名：上越シビック・日本管財共同事業体

（株式会社上越シビックサービスと日本管財株式会社の共同事業体）

団体の概要

代表者	名称	株式会社上越シビックサービス
	所在地	新潟県上越市木田1丁目7番13号 サンパレス木田105号
	設立年月日	平成12年5月19日
	設立目的	次の事業を営むことを目的とする。
	団体の事業	①建築工事、土木工事、造園工事、電気工事等 ②建物内外のメンテナンス・管理・警備・清掃業務 ③店舗設備・什器備品の賃貸及び販売 ④不動産の貸借・売買、その仲介並びに所有・管理及び利用 など
管理の実績	・小林古径記念美術館（受付、清掃、施設管理、物販） ・上越市立歴史博物館（受付、清掃、施設管理、物販） ・高田城三重櫓（受付、清掃、施設管理）	
その他構成団体	名称	日本管財株式会社
	所在地	兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
	設立年月日	昭和40年10月27日
	設立目的	次の事業を営むことを目的とする。
	団体の事業	①建物及び関連設備に関するメンテナンス業務 ②警備の請負及び警備の保障に関する業務 ③焼却炉、上水道、下水道等の施設の設備運転維持及び点検保守管理業務 ④労働者派遣業務 など
管理の実績	・船橋市総合体育館（設備管理業務、清掃業務、警備業務） ・一宮市民会館（設備管理業務、清掃業務、警備業務） ・ホルトホール大分（統括管理業務、設備管理業務、清掃業務、警備業務） など	

(2) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 指定の理由

公募に応じた上越シビック・日本管財共同事業体について、上越市用地管財課指定管理者選定委員会の各委員の採点結果の合計点の平均が基準点以上の評価であったため、指定管理者として指定するもの

(4) 事業計画の概要

【管理運営の基本方針】

市民プラザの最大の目的である「市民活動の場の提供と支援」「にぎわいと活力のある地域社会の形成」を堅実・着実に実施していく。

基本方針である「利用者の安心・安全の確保」「市民活動への柔軟な対応」「多世代交流と賑わいの創出」「施設の平等利用」「総合案内でのワンストップサービス」を継続し、これまでの経験を活かしながら新たな課題に取り組むとともに、市民の大事な財産である市民プラザの更なる発展を促す管理運営を実施する。

【収支計画】

(単位：千円)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①収入	利用料金収入	28,695	28,695	28,695	28,695	28,695
	指定管理委託料	80,353	80,172	79,216	80,102	79,348
	その他	11,243	11,243	11,243	11,243	11,243
	合計	120,291	120,110	119,154	120,040	119,286
②支出		121,249	119,993	119,017	119,491	119,129
差額 (①－②)		△958	117	137	549	157

【目標とする施設利用者数】

(単位：人)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間の利用者数	貸館人数	165,000	165,000	165,000	165,000	165,000
	自主事業の参加者・入館者数	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

※こどもセンター及びテナント利用者数を除く。

2 上越市用地管財課指定管理者選定委員会の概要

(1) 選定委員の構成

区分	氏 名	所属・役職
学識経験者	小林 實	明照幼稚園園長
経営精通者	稲垣 研二	稲垣鐵工(株) 代表取締役
財務精通者	村椿 正子	税理士
施設の利用者の代表	佐藤 由加里	高田駅前立体駐輪駐車場定期利用者
	瀧見 直人	上越市市民プラザ利用者
市職員	柳澤 祐人	市財務部長

## (2) 選定委員会の開催

開催日	内 容	出席委員
10月31日(木)	書類審査、面接審査、指定管理者候補者の選定 (財務精通者は、事前に財務状況の書類審査を実施したため、出席を要しない。)	5人

## (3) 審査

## ア 候補者の決定

指定管理者選定基準に基づき、各委員の採点結果の合計点で評価する「得点方式」により、書類審査及び面接審査を行った。

各委員の採点結果の合計点の平均が100点満点中、60点以上の評価があった上越シビック・日本管財共同事業体を委員間で協議の上、候補者として決定した。

## イ 審査項目及び配点

大項目 (配点)	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 (5点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)5か年の収支計画書
④経費の縮減 (15点)	(1)経費縮減面のポイント
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項

ウ 審査結果

	点数	審査項目（大項目）				
		①	②	③	④	⑤
A委員	92	27	32	5	15	13
B委員	92	28	32	5	12	15
C委員	100	30	35	5	15	15
D委員	95	28	33	5	15	14
E委員	75	26	26	3	9	11
合計点	454	-	-	-	-	-
平均点※	90	-	-	-	-	-

※ 平均点は、小数点以下を切捨てて表示している。

※ 財務精通者は、書類審査による財務状況のチェックを実施し、「管理の安定が望める」と評価した。

エ 委員会での主な意見

<p><b>【委員】</b> 共同事業体として応募した理由は。</p> <p><b>【応募者】</b> これまでも市民プラザの警備業務や施設設備保守業務等の一部は、株式会社上越シビックサービスが日本管財株式会社に委託して業務を行っている。次回の指定管理期間からは、共同事業体として各社が管理運営に携わり、それぞれの役割や責任を明確にしてサービスの向上と施設の維持管理を行っていききたい。</p> <p><b>【委員】</b> 市民プラザの周辺は、住宅団地や商業施設の建設等により、立地環境の変化があったと思う。それを利用した新たな取組は考えているか。</p> <p><b>【応募者】</b> 土橋地域には約40社が入会している上越市新土橋商工振興会があり、そこに新たな事業者も入会している。その商工振興会と協力してイベントを実施し、地域の活性化を図っていききたい。</p>
--

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料（委託料）の総額について債務負担行為を設定

(千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④+⑤+⑥	399,191
②令和7年度指定管理料		80,353
③令和8年度指定管理料		80,172
④令和9年度指定管理料		79,216
⑤令和10年度指定管理料		80,102
⑥令和11年度指定管理料		79,348
⑦前指定期間の指定管理料平均額		58,944
⑧指定管理料の増減額	① - (⑦×5年)	104,471

(2) 主な増減理由

- ・人件費及び人員配置の見直しによる増
- ・エネルギー価格の高騰に伴い、主に電気料等に係る経費の増

所管委員会	総務常任委員会
関係案件	議案第114号
提出課	財政課

歳出科目 (P24~P25)	2款1項1目	一般管理費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
国県支出金等還付金	127,761	713,539	841,300

主な補正財源		主な経費	
一般財源	713,539	償還金利子及び割引料	713,539

【補正理由】

国県支出金等の還付額が当初の見込みを上回ることから、不足分を増額するもの

【補正内容】

○国県支出金等還付金

項目	当初予算額 ①	還付見込額 ②	補正額 (②-①)
償還金利子及び割引料	127,761	841,300	713,539

○還付見込額の内訳

還付先	還付見込額	主な還付金
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (480,569) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (160,933) 子ども・子育て支援交付金 (24,563) 生活保護費等負担金 (22,476)
国	760,608	
県	71,309	子ども・子育て支援交付金 (24,562) 漁港漁村活性化対策事業補助金 (17,003)
その他	9,383	休日・夜間診療所負担金 (7,116)
合計	841,300	